

帰還困難区域（浪江町）の賃貸住宅に居住し、福島市に避難した申立人らについて、平成29年10月分までの避難先の家賃と避難前の家賃との差額のほか、住居確保損害として東京電力の家賃賠償基準と避難前の家賃との差額（8年分）が賠償された事例。

1386

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1，X2及びX3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 本件和解仲介に関する家賃
期間 自 平成27年11月1日 至 平成29年10月末日
- (2) 本件和解仲介に関する保証共済金（平成29年3月10日付支払分）
- (3) 本件和解仲介に関する住居確保損害

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、下記のとおり金914万円の支払義務があることを認める。

- (1) 本件和解仲介に関する家賃
金220万8000円
- (2) 本件和解仲介に関する保証共済金（平成29年3月10日付支払分）
金2万円
- (3) 本件和解仲介に関する住居確保損害
金691万2000円
- (4) 上記合計
金914万円

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（第1項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年5月15日

（仲介委員 中村芳彦）